

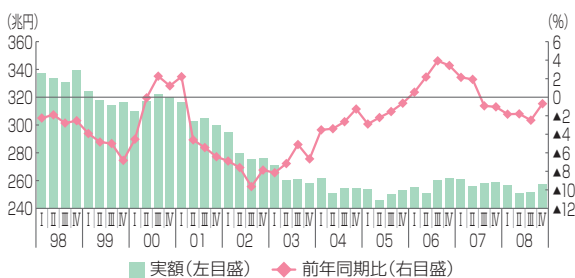
電子記録債権がもたらす融資業務の変革

法とIT、2つの技術の結晶である電子記録債権。金融機関の融資業務も大きく変わると思われる。新たな経済インフラの発展は、21世紀のわが国に課せられた大命題であり、社会に大きな利益をもたらすかどうかは、「知恵」と社会全体の「協同意欲」にかかっている。

いよいよ電子記録債権が動き出した¹⁾。7月、三菱東京UFJ銀行が設立した日本電子債権機構株式会社が営業を開始する予定である²⁾。同社では、「電子手形決済サービス」およびシンジケート・ローン市場におけるインフラ構築を中心にサービスを提供していくとのことである。電子債権記録機関（以下「記録機関」）については、三井住友銀行やみずほ銀行も近いうちに営業開始の予定³⁾であり、全国銀行協会も2012年上期営業開始に向けて動き出している。記録機関設立のみならず、電子記録債権の利活用に向けた動きも見られる⁴⁾。電子記録債権が本格的に稼働を始めたことの意義は大きく、21世紀の新たな金融インフラ誕生として大いに期待したい。

電子記録債権は、2003年のe-Japan戦略Ⅱでの正式決定以来、足掛け6年という膨大な検討の末、ようやく昨年12月電子記録債権法の施行という結実をみた。電子記録債権に期待される役割は様々あるが、最大の目的は事業者とりわけ中小企業金融の円滑化である。中小企業金融円滑化を阻害する要因には様々なものが考えられるが⁵⁾、立法趣旨を踏まえるならば⁶⁾、電子記録債権を積極的に利活用し中小企業金融円滑化に貢献することは、間接金融の最大当事者である金融機関の責務であるとも言えるだろう（図表参照）。

図表 金融機関の中小企業向け貸出残高推移



(出所) 中小企業白書2009年版

電子記録債権は金融機関の融資業務にどのような影響を与えるか

金融機関の取組方針としては、まず自ら記録機関を設立運営するという選択肢が考えられる。ただ記録機関は初期投資⁷⁾や運営コストもかかるため、投資の回収は長期にわたることが想定される。従って記録機関設立にこだわることなく、電子記録債権の利活用による「ビジネス拡大」と「業務効率化」の2つの観点から取り組んでいくことが重要だと思われる。

最初に「ビジネス拡大」について考えてみよう。まずは商業手形の割引や手形担保貸出の代替手段としての電子記録債権の譲受の利用が考えられる。売掛債権が徐々に電子記録債権に切り替わっていけば、そのポテンシャルはさらに高まる。他にも売掛債権の流動化として定着している一括決済ファクタリングや、より流動性の高いシンジケート・ローンへの活用は既に予定されている。また電子記録債権との親和性の高さから推進が期待されるABL (Asset Based Lending) や、住宅ローンのような個人向け融資への活用など、融資推進に向けた活用方法は目白押しである。さらに電子記録債権は手形と同様の高い流通性が期待されていることから、信頼性の高い電子記録債権は電子マネーに限りなく近づいていくのではなかろうか⁸⁾。

次に「業務効率化」について考えてみる。金融機関が自ら債務者に対して有する貸出債権等を電子記録債権化することは、大幅な事務コスト低減の効果が期待できる。例えば、手形貸付を電子記録債権に変更すれば、手形の管理業務は不要となる。Web上で融資の申し込みを受け付け、債権書類をすべてサーバ上で管理するな

NOTE

- 1) 電子記録債権については、金融ITフォーカス2008年3月号「日本が取り組む金融イノベーション：電子記録債権」を参照。
- 2) 本稿執筆時点での同社発表によれば、7月下旬メドに開業予定。
- 3) 三井住友銀行は09年度下期、みずほ銀行は10年度上期にそれぞれ営業開始予定とされている。
- 4) 広島銀行が地域経済活性化を目的にベンダーや弁護士を交えて研究会を発足させるケースや、三菱UFJ銀行が横浜市などと共同で研究報告を行うケースなど。
- 5) 印紙税等の支払コスト削減目的で大企業が手形の発行を減らしてきたことが、結果として中小企業金融円滑化の阻害要因の一つになった経緯に関しては論を俟たない。
- 6) 参議院附帯決議においても、「特に中小企業の資金調達等に配慮しつつ、適切な金融インフラの整備に努める」ことが要請されている。
- 7) 記録機関の最低資本金は5億円である。
- 8) 例えば日本電子債権機構(株)が横浜市と共同で行った研究会では、電子記録債権による公共工事代金債権の支払いにおける活用が提言されている。地方公共団体が出来高払いの契約に従い、前金・中間金などを電子記録債権で支払えば、受注者側はすぐに資金化が可能となり、資金繰りの改善に寄与するとともに、発注者側にもその時点での資金調達が不要であるため、メリットが生じるとしている。
- 9) 一例として、以前の銀行取引約定書(全国銀行協会連合会ひな型)では、第一条(適用範囲)で「手形貸付、手形割引、…(以下略)」とあるが、そこに電子記録債権による貸付等の文言を追加挿入することが考えられる。
- 10) 経済産業省等での審議の経過を見れば明らかと言えよう。

ど、融資業務のペーパーレス化を目指していけば、物理的なコストも格段と下がるに違いない。契約管理の複雑なシンジケート・ローンや紙ベースでのやり取りが多い住宅ローン等においても、相当な事務合理化を図ることが可能なのではないだろうか。

むしろ電子記録債権という新たな制度を導入する以上、制度対応に向けた準備は避けられない。例えば利用者の代わりに電子記録申請を代行する場合には、記録機関への申請のためのシステム対応が必要となる。また、電子記録債権の登場は新たに金銭債権の種類が増えることを意味するから⁹⁾、銀行取引約定書や金銭消費貸借契約書などあらゆる融資関連書類の契約文言の見直しや、仕訳時に用いる勘定科目追加変更のシステム対応など、融資実務は少なからぬ影響が予想される。

しかし、電子記録債権をうまく活用することで、融資業務全体のあり方そのものを見直していけば、事務工程が抜本的に変わる可能性も秘めている。特に法人貸出においては、数年後にすべての貸出債権が電子記録債権化しているという金融機関が現れていても不思議ではなからう。

将来の発展に向けた課題

当然のことであるが、電子記録債権が今後発展していくためには、まずは電子記録債権の発生・流通を増大させることが必須要件である。この点特に、国や地方自治体、大企業など信用力が高い債務者は、率先した電子記録債権の利用が望まれる。そして記録機関や金融機関が中心となって電子記録債権の普及・啓蒙活動を行っていくとともに、社会全体で電子記録債権を発生させたい、

あるいは電子記録債権を受け取りたいといったインセンティブが働く「仕掛け」作りが必要となっよう。

さらに市場の拡大にあたっては、コスト面への配慮が欠かせないだろう。現在2千万円の手形を振り出すと印紙税4千円+手形用紙代、売掛金の振込みなら為替手数料で数百円という水準だ。これを下回るような価格水準で電子記録債権を利用できる値ごろ感が必要だろう。

一方手形制度そのものが全廃されない限り、金融機関にとっては二重管理によるコスト負担は避けられまい。一世紀にわたって利用されてきた手形制度の事実上の廃止の是非はあろうが、上記の二重コストはいずれ利用者に移嫁されることになる。立法の審議段階では、制度の並存が利用者にとって望ましいと説明されているが¹⁰⁾、いずれは手形制度の存廃が問われる時が来るだろう。

電子記録債権はあくまでもインフラであって、中小企業金融の円滑化等の「目的」を達成するための「手段」に過ぎない。電子記録債権が企業や個人の経済活動に溶け込むまで、社会全体が協力して「電子記録債権を使い倒す」強い意思をもって取り組むことが必要だ。電子記録債権という道具を使ってどのような金融サービスを提供していくのか。産業・金融一体となった利便性の高い社会インフラとして電子記録債権が成長していくために、弊社も微力ながら社会に貢献していきたいと考えている。

Writer's Profile



宮川 弘之 Hiroyuki Miyakawa

バンキング事業推進室
 上席システムコンサルタント
 専門は金融システム企画・設計
 focus@nri.co.jp